水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－8	**Ⅰ測量業務共通仕様書　１　総　則** **１　総　　則** **１－５　測量の基準** 測量の基準は、北海道公共測量作業規程（以下「規程」という。）第２条の規定によるほかは業務担当員の指示によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めの他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。	**Ⅰ測量業務共通仕様書　１　総　則** **１　総　　則** **１－５　測量の基準** 測量の基準は、北海道公共測量作業規程（以下「規程」という。）第２条の規定によるほかは業務担当員の指示によるものとする。	項目の追記
Ⅰ測量－9	**１－10　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	**１－10　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。 また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	業務実態を踏まえた変更

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

<table>
<tr><th>掲載頁</th><th>（新）令和４年１０月版改訂</th><th>（旧）令和３年１０月版</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>Ⅰ測量-44</td><td>

Ⅰ測量業務共通仕様書　２　漁場部門

目　　次

２－１　通　　則 …… 45
２－２　深浅測量 …… 46
２－３　水路調査 …… 51
２－４　流況調査 …… 56
２－５　水質調査 …… 57
２－６　底質調査 …… 61
２－７　環境生物調査 …… 64

</td><td>

Ⅰ測量業務共通仕様書　２　漁場部門

目　　次

２－１　通　　則 …… 45
２－２　深浅測量 …… 46
２－３　流況調査 …… 51
２－４　水質調査 …… 53
２－５　底質調査 …… 57
２－６　環境生物調査 …… 60

</td><td>目次の修正</td></tr>
<tr><td>Ⅰ測量-47</td><td>

２－２　深浅測量

2-2-4　測量基準

１．基準点測量

受託者は、測量に用いる基準点として、国土交通省各地方整備局又は海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いるものとする。

なお、既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。

</td><td>

２－２　深浅測量

2-2-4　測量基準

１．基準点測量

受託者は、測量に用いる基準点として、漁港原点及び海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いるものとする。

なお、既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。

</td><td rowspan="2">諸基準の改定に伴う変更</td></tr>
<tr><td>Ⅰ測量-49</td><td>

2-2-5　水深測量

１．受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。

２．海上測位

(1) 受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。

(2) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±２ｍ、１ａ級水域及び１ｂ級水域では±５ｍを確保できるものを使用しなければならない。

なお、水域の区分は海上保安庁告示第102号別表第一によるものとする。

(3) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。

(4) 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

</td><td>

2-2-5　水深測量

１．受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。

２．海上測位

(1) 受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。

(2) 受託者は、表2－１　海上測位に使用する機器の性能 に示す性能以上の機器を用いるものとする。

(3) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。

(4) 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

表２－１　海上測位に使用する機器の性能

区　　分	性　　能
電波測位機	測距精度±1.5m自動記録
光波測距儀	測距精度±1.5m自動記録
ＧＰＳ測位機	測距精度±1.5m自動記録
トランシット	最小読取値20秒読
六分儀	１分読み
三桿分度儀	１分読み

</td></tr>
</table>

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>（新）令和４年１０月版改訂</th><th>（旧）令和３年１０月版</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>Ⅰ測量-50</td><td>
３．測 深
(1) 測深機器
受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、表２－１ 音響測深機の性能（水深100m以浅） に示す性能以上のものとする。
なお、設計図書に定めがなく、表２－１に示す性能以上の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。
表２－１　音響測深の性能（水深100m以浅）
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>性　　能</th></tr>
<tr><td colspan="2">シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>90～230 KHz（水深31m未満）
30～230 KHz（水深31m～100m）</td></tr>
<tr><td>送受波器の指向角</td><td>半減半角８° 以下</td></tr>
<tr><td>紙送り速度</td><td>20mm／min以上</td></tr>
<tr><td>最小目盛</td><td>0.2m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">スワス音響測深機（マルチビーム）</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>200 KHz 以上</td></tr>
<tr><td>レンジ分解能</td><td>５cm以下</td></tr>
<tr><td>測深ビーム方式</td><td>ミルズクロス方式</td></tr>
<tr><td>測深ビーム幅</td><td>2度以下×2度以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">スワス音響測深機（インターフェロトリ）</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>100～500KHz</td></tr>
<tr><td>レンジ分解能</td><td>５cm以下</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>受信素子数</td><td>4個以上</td></tr>
</table>
※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（ｲﾝﾀｰﾌｪﾛﾒﾄﾘ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。
</td><td>
３．測 深
(1) 測深機器
受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、表２－２ 音響測深機の性能（水深100m以浅） に示す性能以上のものとする。
なお、設計図書に定めがなく、表２－２に示す性能以上の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。
表２－２　音響測深の性能（水深100m以浅）
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>性　　能</th></tr>
<tr><td colspan="2">シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>90～230 KHz（水深31m未満）
30～230 KHz（水深31m～100m）</td></tr>
<tr><td>送受波器の指向角</td><td>半減半角８° 以下</td></tr>
<tr><td>紙送り速度</td><td>20mm／min以上</td></tr>
<tr><td>最小目盛</td><td>0.2m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">マルチビーム（浅海用）音響測深機</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>36～455 KHz</td></tr>
<tr><td>レンジ分解能</td><td>５cm以下</td></tr>
<tr><td>測深ビーム方式</td><td>クロスファンビーム</td></tr>
<tr><td>測深ビーム幅</td><td>1.5度以下×1.5度以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">インターフェロトリ音響測深機</td></tr>
<tr><td>発振周波数</td><td>100～500KHz</td></tr>
<tr><td>レンジ分解能</td><td>５cm以下</td></tr>
<tr><td>仮定音速度</td><td>1500m／s</td></tr>
<tr><td>受信素子数</td><td>4個以上</td></tr>
</table>
</td><td>諸基準の改定に伴う変更</td></tr>
<tr><td>Ⅰ測量-51</td><td>
2-2-8　成果品
(3) 資　料
(ｱ) 航跡図（原図）
(ｲ) 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
(ｳ) 測定記録（音響測深記録、電波又はＧＮＳＳ測位記録、検潮記録）
</td><td>
2-2-8　成果品
(3) 資　料
(ｱ) 航跡図（原図）
(ｲ) 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
(ｳ) 測定記録（音響測深記録、電波又はG.P.S測位記録、検潮記録）
</td><td>諸基準の改定に伴う変更</td></tr>
</table>

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量-51～52	**２－３ 水路測量** **2-3-1 適用の範囲** 本節は、水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。 **2-3-2 目的** 測量準備は、2-2-3 測量準備を適用する。 **2-3-3 基準点測量** １．基準点測量は、2-2-4基準点測量を適用するものとする。 ２．最低水面及び平均水面は、2-2-4 測量基準　３．検潮　４．最低水面及び平均水面を適用するものとする。 **2-3-4 検潮等** 検潮等は、2-2-4 測量基準　３．検潮を適用するものとする。 **2-3-5 水深測量** 水深測量は、2-2-5 水深測量を適用するものとする。 **2-3-6 測深及び水深改正** １．測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、2-2-5 水深測量　３．測 深(2) 測深及び水深改正を適用する。 (1)受注者は、直下測深値を採用しなければならない。 ただし、斜測深の斜角度が５°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。 (2)受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は20°を超えてはならない。 (3)受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。 (4)受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。 ２．作業条件は、2-2-5 水深測量　３．測深(3) 作業条件を適用するものとする。 ３．音響測深の異常記録 受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。 (1)異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。 (2)異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。 (3)海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。		諸基準の改定に伴う追加

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量-52～53	(4)次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。 イ）比高が0.5m以下のもの。 ロ）局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。 2-3-7 測深及び水深改正 １．受注者は、水域の区分毎に、表２－２ 未測深幅に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない 表２－２ 未測深幅 水域の区分 ／ 使用機器 ／ 未測深幅の上限（底質が砂又は泥質の場合 ／ 底質が岩盤質の場合） 特　級 ／ 多素子音響測深機又はスワス音響測深機 ／ 0m 二a級 ／ 単素子音響測深機 ／ 2m ／ 左記の1/2 二a級 ／ 多素子音響測深機（素子数が2つのものに3m限る。） ／ 3m 二a級 ／ その他の機器 ／ 6m 二b級 ／ 航路、泊地及びその周辺 ／ 単素子音響測深機 ／ 8m 二b級 ／ 航路、泊地及びその周辺 ／ 多素子音響測深機（素子数が2つのものに3m限る。） ／ 12m 二b級 ／ 航路、泊地及びその周辺 ／ その他の機器 ／ 25m 二b級 ／ その他水域 ／ 全ての機器 ／ 50m又は水深の3倍のうち大きい値 「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号） ①別表第一「水域区分特級」の「水域一号から四号」のいずれかに該当する水域。 ②係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場、シーバース）の前面及びその付近。 「その他の機器」は、多素子音響測深機（２素子以外）、スワス音響測深機又はレーザー測深機（１ｂ級に限る。） ２．受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。		諸基準の改定に伴う追加

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量-53～54	３．受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30m又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から1m以内となるように測深しなければならない。 ４．受注者は、測深結果から判断して業務担当員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密に測深をしなければならない。 ５．受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表2－2 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。 **2-3-8　水深測量** 水深測量は、7-2-5　水深測量を適用するものとする。 **2-3-9　測量結果の整理及び解析** １．受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って業務担当員の承諾を得なければならない。 (1)航跡図の整理 受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。 ①海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。 ②海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。 ③航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。 (2)水深測定資料の整理 ①受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。なお、浅所が確認された場合は、調査職員に通知しなければならない。 ②受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。なお、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。 ③受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。 (3)地形解析 受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。		諸基準の改定に伴う追加

掲 載 頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量-53～54	(4)測深図 ①受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。 ②受注者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。 ③受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。 (5)デジタル測量成果 受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。 ①水深については、経緯度水深ファイルとする。 ②水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。 2-3-10　関連調査新規追加 水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。 水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等） 2-3-11　成果 1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない 2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに業務担当員に提出しなければならない。 (1)報告書 ・件名 ・測量場所 ・測量期間 ・測量区域図 ・測量機器 ・測定方法 ・地形解析結果（岸線測量を実施した場合） ・測量結果と考察 (2)図面 ・測深図		諸基準の改定に伴う追加

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量-55～56	(3)　測量成果 ・デジタル測量成果 ・経緯度表※１ ・水路測量標等記事※１ ・検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）※４ ・基準面決定簿 ・メタ情報記録 (4)　測量資料 ・測定図（航跡図、原点図※１、岸測図※２、測深図※３、水深原稿図、拡大水深原稿図等） ・測定帳簿（測角簿※３、測距簿※３、測深簿、測深誘導簿、験潮簿、原点計算簿※１、岸測簿※２等） ・測定記録（音響測深記録、験潮記録、電波又はＧＮＳＳ測位記録等） ※１　基準点測量を実施した場合。 ※２　岸線測量を実施した場合。 ※３　ＧＮＳＳを使用する場合は不要。 ※４　検潮器を設置した場合。 2-3-12　照査 １　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。 ２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 (1)調査方針及び調査内容の適切性 (2)測定記録と計算結果の整合性 (3)測定記録と図面表現の整合性 (4)既存資料、計画資料等との整合性 (5)成果物の適切性		諸基準の改定に伴う追加

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－56	**２－４　流況調査** 2-4-1　適用の範囲	**２－３　流況調査** 2-3-1　適用の範囲	項目番号の修正
	2-4-2　観測機器	2-3-2　観測機器	
	2-4-3　観　測 ４．本測量においてＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。	2-3-3　観　測	諸基準類の改定に伴う追加
	2-4-4　観測結果の整理及び解析	2-3-4　観測結果の整理及び解析	項目番号の修正
	2-4-5　成果品	2-3-5　成果品	
Ⅰ測量－57	2-4-6　照　査	2-3-6　照　査	
	２－５　水質調査 2-5-1　適用の範囲	**２－４　水質調査** 2-4-1　適用の範囲	
	2-5-2　観測機器	2-4-2　観測機器	
	2-5-3　採水・観測 ３．受託者は、関係法令等に定める規定量の資料を採水し、採水地点、水深、年月日、時間及び気象・海象の記録を行うものとする。	2-4-3　採水・観測 ３．受託者は、関係法令等に定める規定量の資料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う追加
	2-5-4　水質試験	2-4-4　水質試験	項目番号の修正

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量 - 58	表２－３　水質試験方法 3－1	表２－３　水質試験方法 3－1	諸基準類の改定に伴う変更

（新）

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102 7.1
	水温	JIS K 0102 7.2
	色相	JIS 標準色標
	臭気	JIS K 0102 10.1
	塩分	海洋観測指針 5.3
	透明度	海洋観測指針 3.2
	濁度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計 YPC-1D
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	JIS K 0102 12.1又はガラス電極法
	溶存酸素（DO）	JIS K 0102 32又は隔膜電極法若しくは光学式センサ
	生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K 0102 21
	化学的酸素要求量（COD）	JIS K 0102 17
	浮遊物質（SS）	環告第59号付表9
	大腸菌群数	環告第59号別表2
	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6
	全りん	JIS K 0102 46.3
	ｎ－ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 53
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1及び38.5
	鉛	JIS K 0102 54
	六価クロム	JIS K 0102 65.2
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表2
	アルキル水銀	環告第59号付表3
	ポリ塩化ビフェニール（PCB）	環告第59号付表4
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロチエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1.2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	1．1．1－トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．1．2－トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．3－ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	チウラム	環告第59号付表5

（旧）

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102(2013) 7.1
	水温	JIS K 0102(2013) 7.2
	色相	JIS 標準色標
	臭気	JIS K 0102(2013) 10.1
	塩分	海洋観測指針 5.3
	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2
	濁度	JIS K 0101(2013) 9.4又は水中濁度計 YPC-1D
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	JIS K 0102(2013) 12.1
	溶存酸素（DO）	JIS K 0102(2013) 32
	生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K 0102(2013) 21
	化学的酸素要求量（COD）	JIS K 0102(2013) 17
	浮遊物質（SS）	環告第59号付表8
	大腸菌群数	環告第59号別表2.1.1備考4
	全窒素	JIS K 0102(2013) 45.2、45.3又は45.4
	全りん	JIS K 0102(2013) 46.3
	ｎ－ヘキサン抽出物質	環告第59号付表9
	亜鉛	JIS K 0102(2013) 53
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102(2013) 55
	全シアン	JIS K 0102(2013) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
	鉛	JIS K 0102(2013) 54
	六価クロム	JIS K 0102(2013) 65.2
	砒素	JIS K 0102(2013) 61.2又は61.3
	総水銀	環告第59号付表1
	アルキル水銀	環告第59号付表2
	ポリ塩化ビフェニール（PCB）	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．2－ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロチエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．1－ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1.2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	1．1．1－トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．1．2－トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1．3－ジクロロプロペン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表4

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－59	3－2	3－2	諸基準類の改定に伴う変更

（新）

	試験項目	試験方法
健康項目等	シマジン	環告第59号付表６の第１又は第２
	チオベンカルブ	環告第59号付表６の第１又は第２
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5（硝酸性） JIS K 0102 43.1（亜硝酸性）
	フッ素	JIS K 0102 34.1又は環告第59号付表７
	ホウ素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は47.4
	１，４－ジオキサン	環告第９号付表8
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
	鉄（溶解性）	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4
	マンガン（溶解性）	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
	クロム	JIS K 0102 65.1
	有機化合物	環告第4号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102（2013）31.1（ガスクロマトグラフ法を除く）、メチルジメトンは環告第64号付表2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3又は42.5又は42.6
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1、2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	１．２－ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	ｐ－ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ダイアジノン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	フェニトロチオン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	イソプロチオラン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	オキシン銅	環水規第121号付表２
	クロロタロニル	環水規第121号付表１の第１又は第２
	プロピザミド	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ＥＰＮ	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ジクロルボス	環水規第121号付表１の第１又は第２
	フェノブカルブ	環水規第121号付表１の第１又は第２
	イプロベンホス	環水規第121号付表１の第１又は第２
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3.1又は3.2
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表４、付表５

（旧）

	試験項目	試験方法
健康項目等	シマジン	環告第59号付表５の第１又は第２
	チオベンカルブ	環告第59号付表５の第１又は第２
	ベンゼン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102(2013) 67.2又は67.3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102(2013) 43.2.1、43.2.3又は43.2.5（硝酸性） JIS K 0102(2013) 43.1（亜硝酸性）
	フッ素	JIS K 0102(2013) 34.1又は環告第59号付表６
	ホウ素	JIS K 0102(2013) 47.1若しくは47.3又は環告第59号付表７
	１，４－ジオキサン	環告第９号付表７
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102(2013) 28.1
	銅	JIS K 0102(2013) 52.2
	鉄（溶解性）	JIS K 0102(2013) 57.2
	マンガン（溶解性）	JIS K 0102(2013) 56.2
	クロム	JIS K 0102(2013) 65.1
	有機化合物	環告第4号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102（2013）31.1（ガスクロマトグラフ法を除く）、メチルジメトンは環告第64号付表2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102(2013) 42.2、42.3又は42.5
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1、2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	１．２－ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	ｐ－ジクロロベンゼン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ダイアジノン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	フェニトロチオン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	イソプロチオラン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	オキシン銅	環水規第121号付表２
	クロロタロニル	環水規第121号付表１の第１又は第２
	プロピザミド	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ＥＰＮ	環水規第121号付表１の第１又は第２
	ジクロルボス	環水規第121号付表１の第１又は第２
	フェノブカルブ	環水規第121号付表１の第１又は第２
	イプロベンホス	環水規第121号付表１の第１又は第２
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表１の第１又は第２
	トルエン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3.1又は3.2
	ニッケル	JIS K 0102(2013) 59.3又は環水規第121号付表４、付表５

<table>
<tr><th>掲載頁</th><th>（新）令和４年１０月版改訂</th><th>（旧）令和３年１０月版</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>Ⅰ測量－60</td><td>３－３
<table>
<tr><th></th><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr>
<tr><td rowspan="7">要監視項目</td><td>モリブデン</td><td>JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4、付表5</td></tr>
<tr><td>アンチモン</td><td>環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td></tr>
<tr><td>塩化ビニルモノマー</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表1</td></tr>
<tr><td>エピクロヒドリン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表2</td></tr>
<tr><td>１，４－ジオキサン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表3の第1又は第2</td></tr>
<tr><td>全マンガン</td><td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表4の第1、第2
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸：令和2年5月28日環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1</td></tr>
</table>
（注）「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日、改正：環境省告示第46号平成31年3月20日）を示す。
「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定法方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日、改正：環境省告示第47号平成3P25 1年3月20日）を示す。
「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法」（環水規第121号　平成5年4月28日、改正：環水管69号平成11年3月12日）を示す。
「環水企発第040331003号、環水土第040331号」とは、「水質汚濁に係る人の健康に関する環境基準の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水企発第040331005号平成16年3月31日）を示す。
「環水大水発第2005281号、環水大土第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基等の施工等について（通知）」（環水大水発第2005281号、環水大土第2005282号令和2年5月28日）を示す。</td><td>３－３
<table>
<tr><th></th><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr>
<tr><td rowspan="7">要監視項目</td><td>モリブデン</td><td>JIS K 0102(2013) 68.2又は環水規第121号付表4、付表5</td></tr>
<tr><td>アンチモン</td><td>環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td></tr>
<tr><td>塩化ビニルモノマー</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表1</td></tr>
<tr><td>エピクロヒドリン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表2</td></tr>
<tr><td>１，４－ジオキサン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表3の第1又は第2</td></tr>
<tr><td>全マンガン</td><td>JIS K 0102(2013) 56.2、56.3、56.4又は56.5</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>環水企発第040331003号、環水企発第040331005号付表4の第1、第2又は第3</td></tr>
</table>
（注）「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日）を示す。
「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定法方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日）を示す。
「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法」（環水規第121号　平成5年4月28日）を示す。
「環水企発第040331003号、環水土第040331号」とは、「水質汚濁に係る人の健康に関する環境基準の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水企発第040331005号平成16年3月31日）を示す。</td><td>諸基準類の改定に伴う変更</td></tr>
<tr><td>Ⅰ測量－61</td><td>2-5-5　試験機関</td><td>2-4-5　試験機関</td><td rowspan="4">項目番号の修正</td></tr>
<tr><td></td><td>2-5-6　観測結果の整理及び解析</td><td>2-4-6　観測結果の整理及び解析</td></tr>
<tr><td></td><td>2-5-7　成果品</td><td>2-4-7　成果品</td></tr>
<tr><td></td><td>2-5-8　照　査</td><td>2-4-8　照　査</td></tr>
</table>

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－61	**２－６　底質調査** **2-6-1　適用の範囲**	**２－５　底質調査** **2-5-1　適用の範囲**	項目番号の修正
	2-6-2　調査機器	**2-5-2　調査機器**	
	2-6-3　採泥・観測	**2-5-3　採泥・観測**	
	2-6-4　底質試験	**2-5-4　底質試験**	

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－62	表２－４　底質試験方法	表２－４　底質試験方法	諸基準類の改定に伴う変更

（新）

2－1

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下「環告第59号」という。）付表3及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号（以下「環告第64号」という。）付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法（以下「底質調査方法」という。）II.5.14.2	平成31年3月20日
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法II.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55		底質調査方法II.5.1	
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法II.5.2	
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては告第64号付表2）			
六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2		底質調査方法II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法II.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし、38.1.1は除く		底質調査方法II.4.11	
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093）		底質調査方法II.6.4	
有機塩素化合物			環告第14号別表1に準ずる方法	最終改正：平成26年5月30日
銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法II.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53		底質調査方法II.5.4	
ふっ化物	JIS K 0102 34			
トリクロロエチレン	環告第14 別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5			最終改正：平成26年5月30日
テトラクロロエチレン	環告第14 別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又はその化合物	環告第13号別表7	最終改正：令和2年3月30日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法II.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70			

（旧）

2－1

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下「環告第59号」という。）付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号（以下「環告第64号」という。）付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法（以下「底質調査方法」という。）II.5.2	最終改正：昭和63年9月8日
水銀又はその化合物	環告第59号付表1		底質調査方法II.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(2013) 55		底質調査方法II.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(2013) 54		底質調査方法II.7	
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K 0102(2013) 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては告第64号付表2）			
六価クロム化合物	JIS K 0102(2013) 65.2		底質調査方法II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(2013) 61		底質調査方法II.13	
シアン化合物	JIS K 0102(2013) 38 ただし、38.1.1は除く		底質調査方法II.14	
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093(2002)		底質調査方法II.15	
有機塩素化合物	昭和48年2月17日環境庁告示第14号別表1	最終改正：平成7年3月30日	環告第14号別表1に準ずる方法	
銅又はその化合物	JIS K 0102(2013) 52		底質調査方法II.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(2013) 53		底質調査方法II.9	
ふっ化物	JIS K 0102(2013) 34			
トリクロロエチレン	JIS K 0125(1996) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	JIS K 0125(1996) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又はその化合物	昭和48年2月17日環境庁告示第13号別表5	最終改正：平成10年4月24日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102(2013) 65.1		底質調査方法II.12.1	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102(2013) 59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102(2013) 70			

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－63	2－2	2－2	諸基準類の改定に伴う変更

（新）

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
四塩化炭素	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
1.1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
シス-1.2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
1.1.1-トリクロロエタン	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.1.2-トリクロロエタン	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
チウラム	環告第59号付表6			
シマジン	環告第59号付表6			
チオベンカルブ	環告第59号付表6			
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102 67.2			
ダイオキシン類	環告第14号第四JIS K 0312		環告第38号別表（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月改定環境省水・大気環境局水環境課）	最終改正：平成14年7月22日
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新規標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底質調査方法II.4.4	
化学的酸素要求量（CODsed）過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7	
硫化物（T－S）			底質調査方法II.4.6	
強熱減量（I－L）			底質調査方法II.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1202	
1,4-ジオキサン			環告第14号別表7	

（旧）

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
四塩化炭素	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
1.1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
シス-1.2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
1.1.1-トリクロロエタン	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.1.2-トリクロロエタン	環告第14号別表2 又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1			
チウラム	環告第59号付表6			
シマジン	環告第59号付表6			
チオベンカルブ	環告第59号付表6			
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102 67.2			
ダイオキシン類	環告第14号第四JIS K 0312		環告第38号別表（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月改定環境省水・大気環境局水環境課）	最終改正：平成14年7月22日
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新規標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底質調査方法II.4.4	
化学的酸素要求量（CODsed）過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7	
硫化物（T－S）			底質調査方法II.4.6	
強熱減量（I－L）			底質調査方法II.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1202	
1,4-ジオキサン			環告第14号別表7	

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－64	2-6-5　試験機関	2-5-5　試験機関	項目番号の修正
	2-6-6　観測結果の整理及び解析	2-5-6　観測結果の整理及び解析	
	2-6-7　成果品	2-5-7　成果品	
	2-6-8　照　査	2-5-8　照　査	
Ⅰ測量－64 Ⅰ測量－65	２－７　環境生物調査 2-7-1　プランクトン調査 ４．試料の固定 (1) 受託者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、特記仕様書に定めのある場合、クロロフィルａ測定用試水を別途標本瓶に入れ保管するものとする。 (2) 受託者は、プランクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定するものとする。 ５．試料の同定・分析 (1) 受託者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行うものとする。 (2) 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、クロロフィルａの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行うものとする。	２－６　環境生物調査 2-6-1　プランクトン調査 ４．試料の固定 (1) 受託者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルａ測定用試水を別途標本瓶に入れ保管するものとする。 (2) 受託者は、プランクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定するものとする。 ５．試料の同定・分析 (1) 受託者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行うものとする。 (2) 受託者は、クロロフィルａの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行うものとする。	諸基準類の改定に伴う変更
Ⅰ測量－65	2-7-2　卵・稚仔調査 ７．成果品 成果品は、2-7-1 プランクトン調査　第７項に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-7-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	2-6-2　卵・稚仔調査 ７．成果品 成果品は、2-3-5 成果品に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-6-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	項目番号の修正 項目番号の修正に伴う修正
Ⅰ測量－66	2-7-3　底生生物調査 ７．成果品 成果品は、2-7-1 プランクトン調査　第７項に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-7-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	2-6-3　底生生物調査 ７．成果品 成果品は、2-3-5 成果品に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-6-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅰ測量－66 Ⅰ測量－67	**2-7-4　付着生物調査** ７．成果品 成果品は、2-7-1 プランクトン調査　第７項に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-7-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	**2-6-4　付着生物調査** ７．成果品 成果品は、2-3-5 成果品に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-6-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	項目番号の修正 項目番号の修正に伴う修正
Ⅰ測量－67	**2-7-5　藻場調査** ７．成果品 成果品は、2-7-1 プランクトン調査　第７項に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-7-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	**2-6-5　藻場調査** ７．成果品 成果品は、2-3-5 成果品に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-6-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	
Ⅰ測量－67	**2-7-6　魚介類調査** ７．成果品 成果品は、2-7-1 プランクトン調査　第７項に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-7-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	**2-6-6　魚介類調査** ７．成果品 成果品は、2-3-5 成果品に準ずるものとする。 ８．照　　査 (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。 (2) 照査は、2-6-1 プランクトン調査 第８項に準ずるものとする。	項目番号の修正 項目番号の修正に伴う修正

水産土木工事共通仕様書(令和４年１０月)　新旧対照表（令和４年１０月１日以降入札の工事より適用）

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅱ調査－7	**Ⅱ　調査業務共通仕様書** **１　総　　則** **１－５　調査地点の確認** ２．受託者は、調査業務において、地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブル、その他）が予想される場合は、業務担当員に報告し、関係機関との協議の上現地立会いを行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。	**Ⅱ　調査業務共通仕様書** **１　総　　則** **１－５　調査地点の確認** ２．受託者は、調査業務において、地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、その他）が予想される場合は、業務担当員に報告し、関係機関との協議の上現地立会いを行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。	語句の一部追記
Ⅱ調査－8	**１－８　管理技術者** ３．管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 **１－９　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	**１－８　管理技術者** ３．管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が2-10-2 既存資料収集・現地調査、2-10-3 資料整理とりまとめ、2-10-4 断面図等の作成の場合、地質調査技士を管理技術者とすることができる。 **１－９　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。 また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 なお、受託者が公益法人の場合はこの限りでない。	語句の一部削除

掲載頁	（新）令和４年１０月版改訂	（旧）令和３年１０月版	摘要
Ⅲ設計・10	**Ⅲ　設計業務共通仕様書** **１　総　　則** **１－９　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	**Ⅲ　設計業務共通仕様書** **１　総　　則** **１－９　提出書類** ３．受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。 また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	語句の一部削除